

瀬戸市子どもガイド協働発行事業者募集要項

1 募集期間

令和7年8月27日（水）から令和7年9月9日（火）

2 無償提供していただくもの

(1) 瀬戸市子どもガイド

子育てに役立つ情報を体系的にまとめた瀬戸市子どもガイド（以下「冊子」という。）。主に子育て世帯の市民や子ども・若者に係る関係者等に対して年間を通し配布するもの。
※必要に応じて利用者が自由に見る冊子で、市が利用を促進するものではありません。

ア 規格及び製作予定数

発行部数 3, 500部（予定）

サイズ A5

紙質 表紙：マットコート紙110kg
本文：マットコート紙70kg程度

刷り色 フルカラー

製本 無線綴じ

ページ数 令和7年度実績（総ページ38ページ（広告ページを除く）程度

その他 必要に応じ規格は相談のうえ調整することができる。

イ 広告掲載記事面積

広告ページの割合は30%未満をめやすとする。

ウ 広告主について

市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を優先的に掲載するよう努めてください。

※ア及びイについては、後日、確認書締結時に両者協議の上、最終決定します。

3 設置場所

瀬戸市役所（こども未来課・保育課・市民課・学校教育課）、こども若者家庭センター（母子保健係・子ども・若者係）、その他子ども・若者に関係する場所

4 無償提供の期間

確認書締結日から令和8年3月31日まで（令和8年度版発行分まで）

5 提出書類

(1) 瀬戸市子どもガイドの無償提供に関する取扱要綱（令和7年8月26日施行）に定め

る瀬戸市子どもガイド無償提供申込書（第1号様式）

- (2) 住所を有する市町村の市町村民税（法人又は個人）納税証明書

※滞納がないこと分かる証明書であること。

※発行日から3か月以内のものであること。

- (3) 会社概要（パンフレットなど）、ガイド見本

6 提出方法及び場所

こども未来課に持参又は郵送してください。（郵送の場合は令和7年9月9日（火）の消印まで有効）

なお、持参の場合の受付時間は、土日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時までとします。

※FAXやEメールによる提出は受理しません。

7 申込資格

以下の条件を満たすものとします。

- (1) 申込の日において、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第5条第3項の規定により作成した入札資格者名簿に登録がある者で、あいち電子調達共同システムの営業種目のうち、**一般印刷、封筒及び広告**に登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (4) 民事再生法に基づき民事再生開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (5) 申込の日から第10条の確認書を締結するまでの間において、瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 申込の日から確認書を締結するまでの間において、瀬戸市指名停止取扱要領（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 市税を滞納していない者であること。

8 注意事項

- (1) 瀬戸市子どもガイドの無償提供に関する取扱要領及び本要項内容に適合しないもの、また虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けませ

ん。

- (3) 提出に要する費用は、申込者負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (5) 市の記載内容及び記載部分は、市が指定したものを掲載してください。

9 問い合わせ先

瀬戸市役所 健康福祉部 こども未来課 こども未来係

電話 0561-88-2637

Eメール kodomo@city.seto.lg.jp